

## 評価方法基準の改正案の概要について

## 1. 経緯

住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 18 年経済産業省・国土交通省告示第 3 号）（以下「判断基準」という。）及び住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成 18 年国土交通省告示第 378 号）（以下「設計施工指針」という。）の改正が予定されていることに伴い、これらを引用している評価方法基準（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号）の改正を行う予定。

## 2. 改正内容の概要

評価方法基準第 5 の 5 の 5-1 省エネルギー対策等級 について以下の改正を行う予定。

## (1) 評価方法基準(3)イ 関係

判断基準（等級 4）において、冬期日射を利用する住宅（パッシブ住宅）とする場合の熱損失係数の緩和措置に係る評価式を簡素化することに準じ、等級 3 に対応する冬期日射を利用する住宅（パッシブ住宅）用の評価式を規定。

## (2) 評価方法基準(3)イ 関係

相当隙間面積に関する基準について、判断基準及び設計施工指針（以下「省エネ判断基準」という。）において削除されることに伴い、当該基準を削除する。また、これに伴い、等級 3 について住宅の種類・地域区分・部位別に熱貫流率、熱抵抗値を規定している一覧表において、気密住宅の区分を削除。（評価方法基準(3)ロ 等関係）

## (3) 評価方法基準(3)イ 関係

省エネルギー対策等級においては、年間暖冷房負荷の低減に加えて、壁体内等の結露の発生を防止する対策を明示的に求めることとしていることから、省エネ判断基準で当該規定が簡素化されることを受け、これまで省エネ判断基準で規定していた結露防止対策に係る主な内容について、あらためて評価方法基準に規定する。なお、この改正と併せて、運用改善を図る目的でこれまでに得られた知見や検証を踏まえ、例示仕様の充実を行う等の以下の改正を行う。

繊維系断熱材を用いる場合の防湿層設置基準の適用除外仕様を追加

小屋裏換気措置、床下換気措置、床下地盤面の防湿措置の削除

外壁又は屋根への通気層設置に係る適用除外仕様を追加

結露抑制の観点から鉄筋コンクリート造住宅における断熱補強の仕様を規定